

## 令和3年度 財政的援助団体等監査計画

### 1 実施計画

#### (1) 執行方針

財政的援助団体等監査は、財政的援助等に係るものの出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容的にも、手続的にも、適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施する。

平成3年度監査の実施に当たっては、令和2年度の社会経済情勢を踏まえ、経営環境の変化への対応状況を注視し、以下のとおり重点項目等を定め執行する。

#### (2) 重点項目

##### ア 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等

- ・財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの等はないか。
- ・計画と実施内容は相違していないか。

##### イ 出資している団体等

- ・帳簿その他証拠書類は整備され、かつ、正確に記載されているか。
- ・事業運営は、定款、寄付行為その他の基本規程に従っているか。

##### ウ 公の施設の管理を行わせている団体等

- ・協定書等に基づき、管理運営に係る出納事務が適正に行われているか。
- ・仕様等で定めるところにより、管理業務が適正に行われているか。

#### (3) 監査団体等

対象となる58団体等のうち、次の22団体等の監査を実施する。

財政的援助等の区分	実施団体等数 (対象団体等数)
補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等	5団体等 (14団体等)
出資している団体等	12団体等 (34団体等)
公の施設の管理を行わせている団体等	5団体等 (10団体等)

※対象団体数は、令和2年4月に実施した「令和元年度における財政的援助等の実施状況調査」による。(令和3年4月の調査結果により追加が生じる場合があります。)

### 2 監査の時期等

職員による予備監査	本 監 査
令和3年9月～11月：22団体等 (団体等と調整のうえ定める)	令和3年 11月：10団体等 12月：1団体等 令和4年 1月：2団体等 2月：9団体等